

令和6年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

令和6年12月17日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第79号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第80号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算  
について
- 第 3 議案第81号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に  
ついて
- 第 4 議案第82号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第83号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
について
- 第 6 議案第84号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第85号 福井県市町総合事務組合規約の変更について
- 第 8 議案第86号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定について
- 第 9 議案第87号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第10 議案第88号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第11 議案第89号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第12 議案第90号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について
- 第13 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 中村 勘太郎 君
- 2番 長岡 千恵子 君
- 3番 川崎 直文 君
- 4番 朝井 征一郎 君

- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 酒井圭治君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	北川善一君
教育	長	竹内康高君
消防	長	宮川昌士君
総務課参事		清水俊弘君
財政課	長	原武史君
契約管財課	長	朝日清智君
総合政策課	長	清水智昭君
えい住支援課	長	深水正康君
建設課	長	竹澤隆一君
農林課	長	島田通正君
防災安全課	長	吉田仁君
商工観光課	長	江守直美君
上下水道課	長	勝見博貴君
福祉保健課	長	高嶋晃君
住民税務課	長	吉川貞夫君
学校教育課	長	山口健二君
生涯学習課	長	吉田正幸君

子 育 て 支 援 課 長      池 端 時 枝 君  
会 計 課 長      波 多 野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長      清 水 和 仁 君  
書                      記      酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに16日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第79号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、議案第79号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第79号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第80号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第2、議案第80号、令和6年度永平寺町国民健

康保険事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第80号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第81号 令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第3、議案第81号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第81号、令和6年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第82号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第4、議案第82号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第82号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第83号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第5、議案第83号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第83号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第84号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第6、議案第84号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第84号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第85号 福井県市町総合事務組合規約の変更について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第7、議案第85号、福井県市町総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第85号、福井県市町総合事務組合理約の変更についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第86号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第8、議案第86号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

資料は追加議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第86号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案書1ページから8ページをお願いします。

今回の条例改正は、令和6年度人事院勧告に基づいた国の閣議決定を受け、一般職、会計年度任用職及び特別職の職員の給与等を改正するため、条例の一部を改正するものです。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

総務課参事。



○総務課参事（清水俊弘君） では、補足でご説明させていただきます。

議案書の1ページ、第1条及び別表第2をご覧ください。

国の人事院勧告による改正に準じまして、常勤一般職の基本給及び賞与を引き上げます。給料改定では若年層に重点を置いた改定としており、全体としては約3%の引上げとしております。また、期末勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げます。

議案書6ページ、第2条では、今申しあげました引上げ分につきまして、来年度6月及び12月分を平準化させ、期末手当は1.25月ずつ、勤勉手当は1.05月ずつといたします。

続いて、第3条をご覧ください。

こちらは、特別職の令和6年12月の期末手当につきまして、三役、議員ともに0.05月分引上げとしております。

第4条では、6月及び12月を平準化させ、三役は1.6月ずつ、議員は1.825月ずつといたします。

続いて6ページ、第5条及び別表第4条関係をご覧ください。

会計年度任用職員についても、一般常勤職と同じく改定を行います。なお、期末勤勉手当は一般常勤職を充足しておりますので、さきに申しあげた0.05月をそれぞれ引き上げます。

これら改定の実施時期ですが、給料表の改定は令和6年4月1日に遡及して適用し、令和6年12月の期末勤勉手当は令和6年12月1日から適用いたします。令和7年度の平準化させた期末勤勉手当は令和7年4月1日からの適用といたします。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ごめんなさい。議案86号の議案書はありましたか。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

これより質疑を許可いたします。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この条例は人事院勧告に基づく給与改定だということですし、特に若い人たちは、会計年度任用職員の給与引上げについては平均よりは大きくなっているというのは報告を受けました。ただ、全体として約3%という報告も聞いていますが、今年の春闘を見ても、いわゆる官製春闘とは言われていますけれども、賃上げが、いわゆる春闘で5.33%平均と言われています。中小企業については若干低いという報告は受けていますけれども、人事院勧告を見ても平均で2.76%の引上げだと。これでは、物価の上昇が近々はそれほど大きくなかったということで、それに見合う引上げではないかということですが、35か月の物価上昇を見てももっと大きいと。こういう中でいわゆる人事院勧告ですが、あまりにも低過ぎはしないか。これが中小や一般企業の賃上げにもつながっていくこともありますので、そういった公務員の給与というのは。本当にその辺はちょっと残念だと思いますが、町としても苦労はされていると思いますけど、その辺どうお考えなのか。

○議長（酒井圭治君） 副町長。

○副町長（北川善一君） この人事院勧告は、33年ぶりの高い水準になっています。そうした中で、本庁のラスパイレス指数も決して低くない中で、この勧告を超える水準で引上げするという事は、町の財政上の負担も大きくなりますし、町民の皆さんの理解も得られにくいと思いますので、勧告に従って引上げをさせていただきますと思います

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） その辺はよく分かっています。ただ人事院勧告ですから、公務員労働者のいわゆる団体交渉権はあってもスト権などないという、そういう状況の中で、国がやっぱり率先して引き上げていく。高い水準とはいえ、今年の春闘から見たら非常に低い、その半分ぐらいにしか当たらないわけですから、その辺はやっぱり僕は、行政当局も国に向かって「これはなんや」ということを一言言う必要があるのではないかなと思って質問しているのですが、いかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 先ほども言いましたけども、国を超える水準で町独自でなかなか引き上げるというのは難しいと思いますので、これからも国の水準を考慮しながら給料表を考えていきたいと思っています。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 引上げについて反対するっていうわけではないです。ただ、その辺は高い水準で人勤が出たと言っても、物価水準やほかの働く人たちとの賃金格差も含めて考えると低く抑えられているのではないかということ、どこかで言うておかないといけないと思います。行政が言わないなら、私がそう言うておきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第86号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第86号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第86号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第 9 議案第 87 号 令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 10 議案第 88 号 令和 6 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 11 議案第 89 号 令和 6 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

～日程第 12 議案第 90 号 令和 6 年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第 9、議案第 87 号、令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第 12、議案第 90 号、令和 6 年度永平寺町下水道事業会計補正予算についてまでの 4 件を一括議題とします。

なお、本定例会で上程されました議案第 79 号、令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算について、議案第 82 号、令和 6 年度介護保険特別会計補正予算について、及び議案第 84 号、令和 6 年度上水道事業会計補正予算については、先ほど日程第 1、日程第 4、日程第 6 において既に可決されております。

よって、先に配付されておりました議案書について、これより生じた語句の整理につきましては、議長の議事整理権により整理後の資料をお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第 87 号、令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議案第 90 号、令和 6 年度永平寺町下水道事業会計補正予算についてまでの提案理由を申し上げます。

まず、議案第 87 号、令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、議案書 11 ページをお願いします。

第 1 条において、歳入歳出それぞれ 6, 244 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 106 億 7, 839 万 1 千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、12 ページ以降の第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第 88 号、令和 6 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、議案書 40 ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出それぞれ61万4千円を追加し、補正後の予算総額を22億40万3千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、41ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第89号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案書50ページをお願いします。

第2条において、水道事業費用に114万9千円を追加し、補正後の予算総額を3億2,181万6千円とし、第3条において、資本的支出に180万1千円を追加し、補正後の予算総額を3億5,056万1千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、52ページの上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

次に、議案第90号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案書60ページをお願いします。

第2条において、収益的収入及び支出からそれぞれ103万9千円を減額し、補正後の下水道事業収益を8億909万5千円とし、補正後の下水道事業費用7億4,569万3千円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、62ページの下水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、補足説明させていただきます。

まず、議案第87号、一般会計補正予算について、でございます。

今回、一般会計の補正額6,244万5千円のうち、人事院勧告等による人件費の補正額が5,372万円でございます。

続きまして、人件費以外の補正内容について説明いたします。

議案書21ページの下段をお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして、物価高騰対

策としまして町内福祉施設への補助金528万9千円を計上しております。また、22ページの上段になりますが、目6老人福祉施設費におきまして、松岡福祉総合センターの入浴設備の修繕料15万7千円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費におきまして、物価高騰対策としまして私立園への補助金64万4千円を計上しております。また、24ページ上段になりますが、目5子育て支援事業におきまして、こども家庭センターで活用するシステムの導入委託料306万円を計上しております。

次に、議案第88号、介護保険特別会計補正予算について説明いたします。

議案書の46ページをお願いいたします。

補正額61万4千円につきましては、全て人事院勧告等による人件費の補正でございます。

次に、議案第89号、上水道事業会計補正予算について説明いたします。

議案書52ページをお願いします。

上段、収益的支出の款1水道事業費用、補正額114万9千円、及び下段、資本的支出の款1資本的支出、補正額180万1千円につきましては、全て人事院勧告等による人件費の補正でございます。

次に、議案第90号、下水道事業会計補正予算について説明いたします。

議案書62ページをお願いします。

下段、款1下水道事業費用、補正額103万9千円の減額につきましては、全て人事院勧告等による人件費の補正でございます。

以上、議案第87号から90号までの補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） これより審議に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～日程第9 議案第87号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） それでは、日程第9、議案第87号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

それでは、予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は、本日の全員協議会資料の中の令和6年度12月追加補正予算説明書24ページをご用意ください。

担当課の補足説明を受け、引き続き課ごとに質疑を行います。

まず、議会事務局関係、28ページの補足説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、議会事務局の補足説明を行います。

予算説明書では28ページ左側をお願いいたします。

議会費の議員報酬・職員手当等の18万2千円の増額につきましては、今ほど条例改正議案でご決議をいただきました件でございますけれども、議員期末手当の支給率の改正に伴い、議員期末手当を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、総務課関係、29ページから30ページ、補足説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事（清水俊弘君） では、総務課のほうから補足説明のほうをさせていただきます。

先ほど申しあげました条例の内容に沿って、それと当初の予算では見込めなかった人事異動分と、産休ですとか休暇を取られている職員の減額分等を全て計算しまして求めております。

順に申し上げます。

一般会計の一般常勤職の給料がマイナス120万5千円、一般常勤職の職員手当の合計が620万8千円、共済費が485万4千円で、合計で985万7千円の補正となります。

介護保険特別会計、給料の合計が15万円、職員手当の合計が37万4千円、共済費9万円で、合計61万4千円でございます。

上水道事業、給料の合計が87万円、職員手当の合計が116万6千円、共済費の合計が55万円、合計で258万6千円でございます。

下水道事業の給料合計がマイナス39万円、職員手当の合計がマイナス111

万5千円、共済費の合計がマイナス21万円、合計でマイナス171万5千円、会計全てを合計しますと、給料でマイナス57万5千円、職員手当が663万3千円、共済費が528万4千円で、合計1,134万2千円となります。

続きまして、30ページをご覧ください。

同じく会計年度任用職員給、当初で盛り込めていない採用状況等を反映して計算のほうを再算定しております。

申し上げます。一般会計の報酬合計が1,881万1千円、給料合計が1,319万7千円、手当の合計が855万1千円、共済費の合計が312万2千円、合計で4,368万1千円でございます。

続いて、上水道事業会計、給料の合計が27万4千円、手当の合計が9万円、合計で36万4千円となります。

続いて、下水道事業会計でございます。給料の合計が50万9千円、手当の合計が16万7千円、合計で67万6千円でございます。

会計を全て合計しますと、報酬で1,881万1千円、給料が1,398万円、手当の合計が880万8千円、共済費が312万2千円、合計で4,472万1千円の補正ということになってございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、福祉保健課関係の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、福祉保健課関係の説明をさせていただきます。

31ページをお願いします。

31ページ左側ですが、電気料金、食材料費等の物価高騰の影響が大きく見込まれる高齢者施設、障害者施設への支援金528万9千円を補正するものでございます。

電気料につきましては、8月から10月分及び翌年1月から3月分を支援いたします。食材料費は、1月から3月分に係る費用を支援してまいります。

金額、単価については以下に記載のとおりでございます。

財源は10分の10の県補助を受けて実施をします。



続きまして、31ページ右側でございます。

介護保険特別会計への繰出金61万4千円でございます。これにつきましては、介護保険特別会計補正予算のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、32ページ左側でございます。

松岡福祉総合センター入浴設備、水位調整電磁弁の故障により水道使用量が増加しているため、修繕料を補正するものでございます。

調査を行いましたところ、お風呂の水を循環する配管に設置してある電磁弁の故障が原因で、水道使用量が増えていることが分かりました。本来は水位調整タンクというところに必要なお湯を入れるのですが、この電磁弁の調整、電磁弁の信号が届かず常時お湯を注いでいる状況が発生しております。現在はお風呂に入る元バルブを閉めて、貯水タンクに水が入らないようにしております。お風呂についてもお休みとしている状態でございます。

修理につきましては明日予定をしております。お風呂についてもその後、お風呂の弁の調整等を確認した後、再開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、子育て支援課関係の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） それでは、子育て支援課所管分について補足説明を申し上げます。

予算説明書32ページをお願いします。

右側、保育園運営諸経費64万4千円につきましては、物価高騰対策支援として、私立認定こども園に対して電気代及び、給食食材費の補助金を計上するものでございます。

高圧電気料高騰分では、8月から10月分、翌年1月から3月分について、激変緩和措置として41万4千円、給食食材費高騰分では、1月から3月分の食材費の高騰分23万円を支援するものです。

33ページ左側、こども家庭センター整備事業306万円につきましては、こども家庭センター業務の効率を図るため、児童相談システム導入費を計上するものでございます。現在は対象者の情報や相談内容などはエクセルやワードで管理

をしており、この記録を基にほかの機関との情報共有や会議資料の作成をしておりますが、手作業での作業が多く業務負担が重くなっている現状です。

こども家庭センターが開設されると、さらに相談件数が増えることが見込まれ、また新しくサポートプランの作成が必要となり、今までのやり方では業務負担が大きくなることが想定をされております。システムを活用することで、児童の検索や過去の相談履歴、相談中の経過の確認が瞬時に可能になり、サポートプランや会議資料も入力した情報を基に作成することができます。デジタル技術を活用することで業務の負担を軽減し、こども家庭センター本来の役割である相談業務の質の向上につなげていきたいと思っております。

以上、子育て支援課所管分の補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この32ページの物価高騰対策として、財源が物価高騰対策支援事業費補助金という、これは福祉のほうにも財源としていろいろあるのですが、いわゆる国が言っている、この補正予算が成立すれば金額が示されるという重点支援地方交付金とは別なのか。また、それに基づくいろんな支援についてはどうなるのか。その辺ちょっと確認したいのと、もう一つ言うと、福祉とか子育てについては、特別にそういう電気料高騰とかということでのいろんな支援金が出るようになっていますが、一般事業者についてはどうなっていくのかというのもちょっと聞いておきたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） まず、今回上程しております福祉施設と私立園に対する補助につきましては、県のほうが重点交付金を活用して対応するという補助事業を出してきておりますので、それにのっとって対応をさせていただくというものでございます。今、民間事業者等への対策というのもありましたが、これも含めまして、また町のほうに重点交付金として金額が示されると思っておりますので、その中で対応を検討しまして、なるべく早い段階で必要なものを措置するというところで対応してまいります。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今ちょっと関連して聞くことになったのですが、国はいわゆる重点支援地方交付金というのを出すということ、11月末に決めて通知して

いるようです。名称を見てみると、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というらしいですが、可能な限り早期の予算化をしてほしいというのが加わっていて、いわゆる低所得者世帯支援枠というのと、もう一つは推奨事業メニューというのがあって、自由度が高い内容になっていると聞いています。その推奨事業メニューと生活者支援、子育て世帯なんかが独自に支援したいというのならそれを使えるし、事業者支援、中小企業、農林水産業、医療、介護、保育、学校、そういったところへの支出も可能だと。面白いのは新たに追加された事業として、自由度が高いということで灯油支援とか、水道料金の減免にも対応する内容が入っているということを知っています。

本町は先取りしてやってきた部分もあるのかなというのは思いますけども、今後そういうのはどうなっていくのか。ここで一つ示していただくと、12月定例会の提案の議案にさらに追加された補正ですので、その辺も一言触れていただくとありがたいと思いますが。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ほどのちょっとお話があったやつで、おっしゃるとおり推奨メニューとして、重点交付金、地方創生交付金として今、推奨メニューというのがございます。今まで申し上げた中で、大体8項目ほど、昨年からもずっと同じような形でさせていただいております。水道であったりいろんな物価高騰であったりとか、農業者への支援であったりと、そういうメニューがこの中にあります。今、私どものほうも、先ほど11月のほうにということで国から概要は出されております。その中で、各課のほうにもちょっと照会をかけて、今回それに対応できるように今情報収集して、また予算化に向けて対応していきたいと思っておりますので、また議会にもどういう事業があるかということもご相談しながら進めてまいりたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） なければ、次に、上下水道課関係の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、上下水道課関係について補足説明させていただきます。

予算説明書33ページの右側をお願いします。

下水道事業負担金103万9千円の減額につきましては、今回の人事異動及び人事院勧告に伴う給与等の改定により、その差額分について一般会計から下水道

事業会計への繰出金を一部減額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないので、これで質疑を終わります。

議案第87号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第87号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第87号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第88号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、議案第88号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、介護保険特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

34ページをお願いいたします。

人事異動及び人事院勧告に伴う人件費61万4千円を補正させていただきます。

2名の職員が対象となっております。

歳入は一般会計繰入金となっております。

内訳につきましては、お戻りいただきまして、29ページの一般会計の下、介護保険特別会計となっているところでございます。そちらのほうでご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第88号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第 88 号の第 1 審議を終わります。

これより第 3 審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第 88 号、令和 6 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、  
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第 11 議案第 89 号 令和 6 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第 11、議案第 89 号、令和 6 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題とします。

これより第 1 審議を行います。

予算説明資料に基づき審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(勝見博貴君) それでは、議案第 89 号の補足説明をさせていただきます。

予算説明書 29 ページから 30 ページをお願いいたします。

こちら、先ほど総務課のほうから人事異動及び人勸による給与改定に伴う説明があったとおりでございまして、損益勘定分につきましては、一般行政職員 3 名分、会計年度任用職員 1 名分、資本的支出の部分に関しては、一般行政職 1 名分の給与改定の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、損益勘定につきましては既決予算の収入、資本勘定につきましては、過年度分損益勘定留保資金等により充当をさせていただきます。

す。

以上、上下水道課関係補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第89号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第89号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第89号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第90号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第12、議案第90号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、を議題とします。

これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、議案90号の補足説明をさせていただきます。

まず、収入の部から説明をいたします。

予算説明書35ページをお願いいたします。

こちら、先ほど一般会計のほうでも説明をさせていただきましたが、人事異動、人事院勧告等に伴う給与改定による減額に伴いまして、一般会計補助金にて計上している一般会計からの下水道事業への負担金を減額補正するものでございます。

次に、予算説明書29ページから30ページにお戻りください。

こちらも上水道事業会計と同様、先ほど総務課のほうからご説明ございましたが、一般行政職員3名分、会計年度任用職員2名分の人事院勧告及び人事異動に伴う給与改定によりまして、合計103万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第90号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第90号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第90号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての件は、  
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第13、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を  
議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常  
任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から目下、  
各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手  
元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること  
に決しました。

暫時休憩します。

これで閉会ということになります。よろしくお願ひいたします。

(午前10時55分 休憩)

---

(午前10時55分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る12月2日の開会以来16日間にわたり、その間提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願い申し上げます。

これをもちまして、令和6年第7回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和6年度一般会計補正予算をはじめ、条例改正等につきまして慎重にご審議をいただき、または妥当なご決議を賜りありがとうございました。

さて、長年にわたる住民の皆様への謝意を表す時期になってまいりました。国の叙勲をはじめ、県や各団体から様々な住民の皆様が賞を受けられており、町でも例年どおり表彰の日を執り行い、謝意をお伝えしました。これからも消防、町の文化、体育分野で功労のあった方々には、それぞれ表彰が行われると伺っております。表彰を受けられた方、これから受けられる方の榮譽に対しまして感謝と敬意を表しますとともに、今後のさらなるご活躍をご祈念申し上げます。

また、今申し上げた方々以外にも、日頃より町を支えてくださっている皆様のご貢献に、改めましてお礼を申し上げます。

町としましても、住民の皆様を誰一人取り残さないために、時代の変化に対応

できるよう常に気を配り、安全で安心して生活できる活気にあふれたまちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様をはじめ、各団体、住民の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 本日はどうもご苦勞さまでした。

（午前10時59分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員